

里親として子どもたちの未来を守りませんか

問 市 子ども家庭相談室(山東庁舎 子育て支援課内) ☎55-8123 FAX 55-4040

県内で保護者と暮らせない子どもは約300人。そのうち約3割の子どもが里親家庭で暮らしています。市内で里親登録されているのはわずか5家庭です。里親が増えれば、子どもたちの生活の場所の選択肢が広がり、転校せずに生活することができます。

一人一人の温かい気持ちと勇気で、家庭的な養育を必要とする子どもたちを支えていきませんか。

いろいろな里親のかたち

「里親は子どもが成人するまで預かる」というかたちだけではなく、里親にはいろいろな種類があり、預かる期間もさまざまです。

ショートステイ里親

保護者が一時的に育てられない子どもを数日から数週間の短い期間、里親の自宅で預かります

短い間
お泊まりに
きてね



ホームステイ里親

すでに児童養護施設等に入所している子どもが家庭生活を体験できるように週末や夏休み等に預かります

時々、
お泊まりに
きてね



まずは話を聞いてみませんか

里親になるには、研修(講義や実習)を受けます。その後、訪問調査や審査を受けて里親として登録されます。

米原市での出張相談もできますので、まずは、里親について実際の生活や制度の話聞いてみませんか。

詳しくはこちら

■広報まいばら5月1日号
14ページ

■こばと子ども家庭支援センター
☎ 077-525-0030
✉ smile@kobatokai.or.jp



市民委員を募集します 自治基本条例推進委員会

市民が主役のまちづくりを目指して、自治基本条例に基づく取り組み等を検討いただく審議会の公募委員を募集します。

応募資格 ■ 満20歳以上で市内在住、在勤、または在学の人(10月1日現在)
※市の他の審議会等の委員に2つ以上就いていない人

募集人数 3人以内

任期 委嘱の日から2年間
(令和4年10月末予定)

応募方法 10月16日(金)までに申込書を下記へ
※申込書は下記に設置するほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

お問い合わせ・申し込み先

市 政策推進課(米原庁舎)
☎52-6626 FAX 52-5195

建物を所有するみなさんへ 家屋の異動を行ったときは年内に届け出を

家屋(住宅や物置、車庫など)には毎年1月1日を基準日として固定資産税が課税されます。取り壊したり、所有者が変わった場合は年内に手続きや届け出をしないと翌年度も課税されますので、ご注意ください。

家屋を取り壊した

住宅、物置、車庫
などを取り壊した



所有者が変わった (未登記の場合)

売買や相続により、
所有者が変更になった



「家屋異動申告書」 を提出してください!

提出先：税務課、
各庁舎窓口
提出期限：12月末

※申告書は提出場所で配布するほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

登記手続きもお忘れなく!

売買や相続などで固定資産(土地や家屋)の所有者が変わった場合、登記の変更手続きも必要です。また、未登記家屋も登記を行ってください。

お問い合わせ先・申請先

家屋の異動届け出 ▶ 市 税務課(近江庁舎) ☎52-1556 FAX 52-8730
登記手続き ▶ 大津地方法務局 長浜支局 ☎0749-62-0503